

令和 5 年 9 月 1 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 信賀 陽子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 多様な性とパートナーシップ制度について

答弁を求める者 市長・教育長

2023 年 6 月 16 日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法) が成立し、同 23 日に施行されました。法の下で、多様な性について理解を深めることが国民に求められています。

日本国内の LGBT の割合については、これまでにいくつかの調査がされてきました。

日本の民間団体「電通ダイバーシティ・ラボ」による調査では、「LGBT は人口の 8～10% 前後」、「10～13 人に 1 人」という結果が示されています。

13 人に 1 人というのは、日本全国の「佐藤」・「鈴木」・「高橋」・「田中」という苗字の人(約 5%、20 人に 1 人)よりも多い、という表現に例えられています。

他にもこの割合を身近なことで例えますと、左利きの人や AB 型の人の割合とほぼ同等の割合です。

児童生徒数 30 人のクラスの場合、2～3 人の方が LGBT 当事者、見附市の場合、令和 5 年 8 月 1 日現在の総人口 38,765 人で考えますと、単純計算で約 3,100～3,900 人が LGBT 当事者と予測されます。

割合については、調査機関や調査方法、調査の対象年齢によって結果にばらつきがあり、博報堂 DY グループの株式会社 LGBT 総合研究所の調査では「10%」「10 人に 1 人」、日本労働組合総連合会の調査では「8%」「13 人に 1 人」と、概ね 10% 前後となっています。

ただし、これらの調査機関と違い、名古屋市総務局総合調整部男女平等参

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ



画推進室の調査では「1.6%」「100人に1人」とやや低い結果が示されており、この調査結果をもとにした場合は、見附市民の約390人前後がLGBT当事者と予測されます。

去る6月11日に、三条市の「PRIDE LINK」というLGBTs啓発団体の代表者の方より、多様な性とパートナーシップ制度についてお話を伺って参りました（「PRIDE LINK」ではLGBTにそれ以外の性の概念を加えて「LGBTs」としています）。

その際にお聞きしたお話では、LGBT当事者が自己の性を自認するのは思春期の13～14歳が最多で、周囲の友人が異性を好きになる、教育現場での男女分け（トイレ、制服、授業、等）、教科書等での「男らしさ」「女らしさ」の記載があることなどをきっかけに自認するとのことでした。

そして、そのことがその年代のLGBT当事者へのいじめ、自殺の原因にもなることがあるとのことでした。

当事者の方の学生時代の悩みをお聞きしたところ、「男女別のトイレしかなく、学校のトイレに入りにくい」「日常的な男女分けに戸惑う（体育や音楽の授業、健康診断など）」「男女別の制服、体操着の違和感」「相談できる先生がいない」などを例としてあげられました。

そして、就職してからの悩みとして、「カミングアウトするかどうか」「面接時にカミングアウトしたものの、入社後にどこまで広がっているのか分からず対応に困る」「男女別の制服やトイレの使用」「男らしく、女らしくの強要」などをあげられました。

また、SOGI（ソジ）ハラメントについても言及されました。

ソジハラとは「SO 性的指向」「GI 性自認」の略であり、具体的には「差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称」「いじめ、無視、暴力」「望まない性別での生活強要」「不当な異動、解雇、カミングアウトの強要」「SOGIについて許可なく公表（アウトティング）」などがあげられます。

学校や職場において、LGBTへの正しい理解の必要があることを強調されていました。

パートナーシップ制度についても、制度を利用する当事者の視点から現状をお聞きいたしました。

2023年7月現在、338の自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入しており、日本の人口の65%をカバーしています。

※ 番号のつけ方 （大項目）1 2 3 （中項目）（1）（2）（3） （小項目）アイウ

新潟県では、2020年4月に新潟市が制定したことを皮切りに、2022年9月に三条市、2023年2月に長岡市でも制定されました。これにより、県の人口の51.6%をカバーする制度となりました。

加えて、上越市においても8月28日に市民団体から制度の導入を求める署名と要望書が市長に提出され、これに対して市長より「前向きに進めて行こうと思っている」との発言があったとの報道がありましたので、近い将来には上越市でも導入されると思われます。

制度の内容は、三条市の事例では「戸籍上同性で、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者との関係を宣誓したことを市が証明する」とし、「パートナーも保育所・園の入所申し込み等ができる」「パートナーの住民票を取得できる」「住民票の続柄を『縁故者』に変更できる」「パートナーが障がいのある方のために運転する場合、軽自動車税の免税申請ができる」「市営住宅の入居対象になる」など行政サービスが受けやすくなります。

パートナーシップ制度と結婚との違いは、「住民票の表記が『夫』や『妻』ではなく『縁故者』となる」「生命保険の受取人に契約先によってはなれない場合もある」「クレジットカードや携帯電話の『家族割』が契約先によっては適用されない場合もある」「病院で家族としての対応が認められない場合もある」「扶養や税制控除は適用されない」などがあげられるようです。

次に、ファミリーシップ制度では「パートナーシップ宣誓の近親者であり、パートナーの関係を理解し、日常生活において協力し合うことを約束した『家族』の関係を宣誓したことを市が証明する」とし、パートナーの近親者との家族関係についても認めています。

見附市では、令和3年9月議会で「当市でもパートナーシップ条例制定に向けての検討の機会を作るべきと考えるがどうか」という当時の議員の方からの質問に対し、「現時点では直ちに条例を制定する状況ではないが、先行して制度を導入している自治体の情報を収集する必要があると考えている」と答弁をされ、条例の検討については「市民意識調査の結果を精査し、条例制定の必要性を検討する際の判断材料にしたいと考えている。」と答弁されています。

また、多様性、ダイバーシティを重視した街づくりを問う質問に対し、「第5次見附市総合計画後期基本計画においては、SDGS未来都市の実現のた

め、持続可能なまちづくりの視点に加え、多様性、ダイバーシティの視点を持ち、性別や年齢、性的指向や性自認に関係なく、様々な立場の人が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、誰一人取り残さないという理念のもと、多様性、ダイバーシティのある社会の実現を目指すべく、全ての施策に取り組んでいる」との回答がありました。その後いかがでしょうか。

以上の観点により、多様な性とパートナーシップ制度について、見附市の現在までの取り組み状況や今後の展望を質問いたします。

1 子どもたちの自己の性自認における相談とその対応について

- (1) 見附市立小・中・特別支援学校で児童生徒及びその保護者などから自己の性自認における相談があった場合には、どのような対応をされていますか。具体的な相談事例がない場合には、今後あった場合にどのような対応をされる予定かお示し下さい。
- (2) 見附市立小・中・特別支援学校で、児童生徒、保護者や教職員に対して、LGBTやジェンダーの多様性への理解、相談やカミングアウトをしやすい環境づくりなどに向けて取り組みがあるのかどうか、あればどのような取り組みをされているのかお示し下さい。

2 企業に向けてのLGBTやジェンダーの多様性の理解と取り組みについて

- (1) 見附市では市職員に対し、LGBTやジェンダーの多様性への理解に向けて取り組みをされていますか。取り組みをされている場合、具体的にどのような取り組みをされているのかお示し下さい。
- (2) 市としてSOGIハラ概念をお持ちかどうか、予防策があるのかどうかお示し下さい。
- (3) 市内企業に対し、LGBT当事者が働きやすい職場環境を作るために、LGBTやジェンダーの多様性への理解を進める取り組みをされていますか。取り組みをされている場合、具体的にどのような取り組みをされているのかお示し下さい。

3 パートナーシップ制度について

- (1) 現在、見附市でパートナーシップ制度が導入されていない理由をお示し下さい。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- (2) 今後、パートナーシップ制度導入の予定があるかどうかお示し下さい。
- (3) 現在、パートナーシップ制度には条例型の「渋谷型」と要綱型の「世田谷型」がありますが、今後もし見附市で制度を導入する場合どちらが考えられるかお示し下さい。